

議 第 6 8 号

平成28年11月14日提出

熊本市就学援助規則の一部改正について

熊本市就学援助規則について、次のように一部改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 岡 昭 二

熊本市立就学援助規則の一部を改正する規則

熊本市就学援助規則(平成27年教委規則第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「児童生徒」に「又は入学予定者」を加え、「保護者」を「保護者等」に改める。

第2条第1号中「熊本市」を「本市」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 国立小中学校 国(法第2条第1項に規定する国をいう。以下この号において同じ。)の設置する小学校であって、本市の区域内に所在するもの(以下「国立小学校」という。)又は国の設置する中学校であって、本市の区域内に所在するもの(以下「国立中学校」という。)をいう。

第2条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 入学予定者 本市の設置する小学校又は国立小学校へ翌学年の初めから就学する予定の者であって、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第2条の規定により作成した学齢簿に記載されているもの及び本市の設置する中学校、国立中学校又は熊本県立中学校等(以下この号において「指定中学校」という。)へ翌学年の初めから就学する予定の者であって、指定中学校へ就学する年度の前の年度に本市の設置する小学校及び国立小学校に在籍するものをいう。

第3条中「児童生徒」の次に「又は入学予定者」を加え、「保護者」を「保護者等」に改める。

第5条中「保護者」を「保護者等」に改める。

第6条中「保護者」を「保護者等」に改め、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、申請者のうち入学予定者の保護者等は、就学する日の属する年度の前の年度に申請書に必要な書類を添えて、就学する予定の学校の校長を経由して、委員会に提出しなければならない。

第7条を次のように改める。

(審査)

第7条 委員会は、前条各項の申請があったときは、その内容について審査し、その結果について、児童生徒が在籍し、又は入学予定者が就学を予定する学校の校長を経由して、申請者に通知するものとする。ただし、本市の設置する小学校及び国立小学校の入学予定者については、委員会から申請者に通知するものとする。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、入学予定者の保護者等にあつては、委員会が入学予定者の新入学児童生徒学用品費の支給を認定した日から当該認定をした日の属する年度の次の年度の学年の末日までとする。

第11条中「保護者」を「保護者等」に改める。

第12条を次のように改める。

(就学援助の返還)

第12条 委員会は、次に掲げるときは、認定者に対し、就学援助の返還を求めることができる。

- (1) 前条第3号に該当するとき。
- (2) 次号に規定する場合を除き、熊本市立小中学校、国立小中学校又は熊本県立中学校等に就学しなかったとき。
- (3) 国立小中学校又は熊本県立中学校等の入学予定者が入学式の前日までに本市の区域内に住所を有しなくなったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会が返還を要すると認めるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提出理由)

就学援助の支給費目の一つである新入学児童生徒学用品費の入学前支給を実施するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年11月14日教委規則第6号）第1条第8号に基づき所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市就学援助規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒又は入学予定者の保護者等に対し、就学に必要な援助(以下「就学援助」という。)を行い、保護者等の経済的負担の軽減を図ることにより、もって教育の機会均等に寄与し、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 熊本市立小中学校 本市の設置する小学校又は中学校をいう。</p> <p>(2) 国立小中学校 国(法第2条第1項に規定する国をいう。以下この号において同じ。)の設置する小学校であって、本市の区域内に所在するもの(以下「国立小学校」という。)又は国の設置する中学校であって、本市の区域内に所在するもの(以下「国立中学校」という。)をいう。</p> <p>(3) 熊本県立中学校等 熊本県の設置する中学校又は中等教育学校の前期課程をいう。</p> <p>(4) 児童生徒 法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、熊本市立小中学校、国立小中学校又は熊本県立中学校等に在学する者をいう。</p> <p>(5) 入学予定者 本市の設置する小学校又は国立小学校へ翌学年の初めから就学する予定の者であって、学校教育法施行令(昭和28年政令第34</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒_____の保護者_に対し、就学に必要な援助(以下「就学援助」という。)を行い、保護者_の経済的負担の軽減を図ることにより、もって教育の機会均等に寄与し、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 熊本市立小中学校 熊本市の設置する小学校又は中学校をいう。</p> <p>(2) 国立小中学校 国(法第2条第1項に規定する国をいう。) _____ _____の設置する小学校_____ _____又は_____中学校であって、本市の区域内に所在するもの_____をいう。</p> <p>(3) 熊本県立中学校等 熊本県の設置する中学校又は中等教育学校の前期課程をいう。</p> <p>(4) 児童生徒 法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、熊本市立小中学校、国立小中学校又は熊本県立中学校等に在学する者をいう。</p>

0号)第2条の規定により作成した学齢簿に記載されているもの及び本市の設置する中学校、国立中学校又は熊本県立中学校等(以下この号において「指定中学校」という。)へ翌学年の初めから就学する予定の者であって、指定中学校へ就学する年度の前の年度に本市の設置する小学校及び国立小学校に在籍するものをいう。

(対象者)

第3条 教育委員会(以下「委員会」という。)は、児童生徒又は入学予定者の保護者等であって本市に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者に対し、就学援助を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本市に住所を有しない保護者等であって、その児童生徒が熊本市立小中学校又は国立小中学校に在学しており、かつ、当該保護者等が前項各号のいずれかに該当する場合は、委員会は、その住所の所在する市町村の教育委員会との協議の上、就学援助を行うことができる。

(支給の調整)

第5条 保護者等のうち、生活保護法第13条の規定により教育扶助を受けている者に対しては、当該教育扶助を受けている部分に相当する就学援助は、行わない。

(申請)

第6条 就学援助を受けようとする保護者等(以下「申請者」という。)は、毎年度、就学援助申請書(以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて、児童生徒の在籍する学校の校長(以下「校長」という。)を経由して、委員会に

(対象者)

第3条 教育委員会(以下「委員会」という。)は、児童生徒_____の保護者__であって本市に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者に対し、就学援助を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本市に住所を有しない保護者__であって、その児童生徒が熊本市立小中学校又は国立小中学校に在学しており、かつ、当該保護者__が前項各号のいずれかに該当する場合は、委員会は、その住所の所在する市町村の教育委員会との協議の上、就学援助を行うことができる。

(支給の調整)

第5条 保護者__のうち、生活保護法第13条の規定により教育扶助を受けている者に対しては、当該教育扶助を受けている部分に相当する就学援助は、行わない。

(申請)

第6条 就学援助を受けようとする保護者__(以下「申請者」という。)は、毎年度、就学援助申請書(以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて、児童生徒の在籍する学校の校長(以下「校長」という。)を経由して、委員会に

提出しなければならない。ただし、被保護者（生活保護法第6条第1項に規定する被保護者をいう。）については、この限りでない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、申請者のうち入学予定者の保護者等は、就学する日の属する年度の前の年度に申請書に必要な書類を添えて、就学する予定の学校の校長を経由して、委員会に提出しなければならない。

（審査）

第7条 委員会は、前条各項の申請があったときは、その内容について審査し、その結果について、児童生徒が在籍し、又は入学予定者が就学を予定する学校の校長を経由して、申請者に通知するものとする。ただし、本市の設置する小学校及び国立小学校の入学予定者については、委員会から申請者に通知するものとする。

（対象期間）

第8条 就学援助の対象となる期間は、委員会がその支給を認定した日から当該年度の末日までとする。ただし、入学予定者の保護者等にあつては、委員会が入学者の新入学児童生徒学用品費の支給を認定した日から当該認定をした日の属する年度の次の年度の学年の末日までとする。

（就学援助の廃止）

第11条 就学援助は、次の各号のいずれかに該当するときは、廃止する。

- (1) 第3条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 児童生徒の保護者等が就学援助を必要としなくなり、辞退の届出をしたとき。

提出しなければならない。ただし、被保護者（生活保護法第6条第1項に規定する被保護者をいう。）については、この限りでない。

（審査）

第7条 委員会は、前条____の申請があったときは、その内容について審査し、その結果について、____
____校長を経由して、申請者に通知するものとする。____

（対象期間）

第8条 就学援助の対象となる期間は、委員会がその支給を認定した日から当該年度の末日までとする。____

（就学援助の廃止）

第11条 就学援助は、次の各号のいずれかに該当するときは、廃止する。

- (1) 第3条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 児童生徒の保護者__が就学援助を必要としなくなり、辞退の届出をしたとき。

(3) 児童生徒の保護者等が虚偽の申請その他不正な行為により就学援助の支給を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、就学援助の必要がなくなったと委員会が認めるとき。

(就学援助の返還)

第12条 委員会は、次に掲げるときは、認定者に対し、就学援助の返還を求めることができる。

(1) 前条第3号に該当するとき。

(2) 次号に規定する場合を除き、熊本市立小中学校、国立小中学校又は熊本県立中学校等に就学しなかったとき。

(3) 国立小中学校又は熊本県立中学校等の入学予定者が入学式の前日までに本市の区域内に住所を有しなくなったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、委員会が返還を要すると認めるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(3) 児童生徒の保護者__が虚偽の申請その他不正な行為により就学援助の支給を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、就学援助の必要がなくなったと委員会が認めるとき。

(就学援助の返還)

第12条 委員会は、前条第3号に該当するときその他委員会が返還を要すると認めるときは、認定者に対し、就学援助の返還を求めることができる。